

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)に基づき、教育・保育給付の支給に関する事務(※令和8年4月1日施行の乳児等通園支援給付を含む)において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>【取り扱う主な事務】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請書・届出書の受理および内容確認</li><li>② 教育・保育給付認定又は支援給付(乳児等通園支援給付を含む)の要件確認(利用者の保育必要量、短時間利用希望、家庭状況、就労状況等)</li><li>③ 保護者・児童等の基本情報の確認</li><li>④ 利用者負担額又は給付額算定に必要な所得等の各種情報の照会</li><li>⑤ 利用者負担額・給付額の算定、決定、収納及び滞納整理等の処理</li></ol> <p>【情報連携の実施】</p> <p>番号法第19条第8号および同条に基づく主務省令により、教育・保育給付の支給、並びに令和8年4月1日以降実施される乳児等通園支援給付に必要な住民情報・所得情報・加入年金情報等の特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて関係機関から情報連携を行う。</p> <p>情報連携に使用する情報については、番号法および関連主務省令(第2条の表42・125・141・161・106・107)に基づき、「副本」として中間サーバーに登録して管理する。</p> <p>【電子申請・電子通知の取扱い】</p> <p>従来の窓口申請・郵送申請に加え、マイナポータルサービスの検索・電子申請機能を利用した申請の受理、およびマイナポータルのお知らせ機能を活用した電子通知を行うなど、オンライン手続の拡充を図っている。</p> <p>令和8年4月1日施行の乳児等通園支援給付についても、マイナポータルを通じた申請・通知等のオンライン手続を順次拡大する予定である。</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名・納付システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、サービス検索・電子申請機能	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条第1項 別表第127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(令和6年デジタル庁/総務省令第9号) 第2条の表 42、125、141、161 の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	本事務では、申請書類の内容確認、保育必要量の判定、所得情報照会結果の確認、利用者負担額の算定など、人が内容を確認し判断する工程が必ず発生する。そのため、「人手を介在させる作業がある」事務である。		
9. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う工程において人手を介在させる作業が不可避であるため、最重要対策として、アクセス権限の最小化、職員ごとの操作ログの取得・分析、定期的な棚卸し及び異常検知の仕組みを組み合わせたアクセス制御の強化が必要である。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	I 5②評価実施機関における担当部署	課長 藤塚 康孝	課長	事後	
平成31年1月21日	IVリスク対策		新規で入力	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 ①部署	健康福祉課	子育て推進課	事後	組織機構の変更
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和3年8月2日	I 関連情報 4②法令上の根拠	第19条第7号及び別表第二の116の項	第19条第8号及び別表第二の116の項	事前	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2019/1/21	2021/7/1	事後	
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2019/1/21	2021/7/1	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	
令和7年12月1日	評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	乳児等通園支援給付の創設に伴う見直し
令和7年12月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	垂井町は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	垂井町は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	乳児等通園支援給付の創設に伴う見直し
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等の支給に関する事務	事後	乳児等通園支援給付の創設に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年号外法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑤利用者負担額の算定、収納及び滞納整理</p> <p>番号法別表第二に基づいて、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領および現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>	<p>本事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)に基づき、教育・保育給付の支給に関する事務(※令和8年4月1日施行の乳児等通園支援給付を含む)において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>【取り扱う主な事務】 ① 申請書・届出書の受理および内容確認 ② 教育・保育給付認定又は支援給付(乳児等通園支援給付を含む)の要件確認(利用者の保育必要量、短時間利用希望、家庭状況、就労状況等) ③ 保護者・児童等の基本情報の確認 ④ 利用者負担額又は給付額算定に必要な所得等の各種情報の照会 ⑤ 利用者負担額・給付額の算定、決定、収納及び滞納整理等の処理</p> <p>【情報連携の実施】 番号法第19条第8号および同条に基づく主務省令により、教育・保育給付の支給、並びに令和8年4月1日以降実施される乳児等通園支援給付に必要な住民情報・所得情報・加入年金情報等の特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて関係機関から情報連携を行う。情報連携に使用する情報については、番号法および関連主務省令(第2条の表42・125・141・161・106・107)に基づき、「副本」として中間サーバーに登録して管理する。</p> <p>【電子申請・電子通知の取扱い】 従来の窓口申請・郵送申請に加え、マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能を利用した申請の受理、およびマイナポータルのお知らせ機能を活用した電子通知を行うなど、オンライン手続の拡充を図っている。 令和8年4月1日施行の乳児等通園支援給付についても、マイナポータルを通じた申請・通知等のオンライン手続を順次拡大する予定である。</p>	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名・納付システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども子育て支援システム、宛名・納付システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム	事前	標準準拠システム移行に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 第9条第1項 別表第127の項	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法 第19条第8号及び別表第二の116の項	1 情報提供の根拠 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(令和6年デジタル庁/総務省令第9号) 第2条の表 42、125、141、161 の項	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	II しきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IIしきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 2. 目的外の入手が行われる リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 3. 目的を超えた紐付け、事務 に必要な情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 3. 権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 4. 委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は十分 か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 5. 不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 6. 目的外の入手が行われる リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 6. 不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人為的ミスが発生するリス クへの対策は十分か	新規項目	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	本事務では、申請書類の内容確認、保育必要 量の判定、所得情報照会結果の確認、利用者 負担額の算定など、人が内容を確認し判断する 工程が必ず発生する。そのため、「人手を介在 させる作業がある」事務である。	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓 発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVリスク対策 1.1. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 1.1. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 1.1. 判断の根拠	新規項目	特定個人情報を取り扱う工程において人手を介在させる作業が不可避であるため、最重要対策として、アクセス権限の最小化、職員ごとの操作ログの取得・分析、定期的な棚卸し及び異常検知の仕組みを組み合わせたアクセス制御の強化が必要である。	事後	